

登別市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱の概要

○補助対象建築物の主な条件

- 登別市内の建築物で、昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した建築物であること
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する特定既存耐震不適格建築物（耐震診断義務化建築物を除く）であること
- 建築基準法その他関係法令に違反がないこと

○補助対象者

- 補助対象建築物の所有者
ただし、次の条件を満たすこと
 - ・ 市税の滞納がないこと
 - ・ 登別市暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと

○耐震診断の主な条件

- 平成18年国土交通省告示184号別添の指針又は平成26年11月7日付国住指第2850号に基づく耐震診断を行うこと
- 耐震診断結果について第三者専門機関による耐震診断判定書の交付を受けること
第三者専門機関は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会とする
- 耐震診断者は、建築士事務所に所属する一級建築士が行うこと
- 事業年度の8月末までに交付申請を行うこと
- 補助金交付決定を受けた年度中に耐震診断に着手し、当該年度の1月末までに耐震診断を完了し実績報告書を提出できること

○補助対象費用

- 実際に耐震診断に要する費用（耐震診断費、コンクリート強度試験費、図面復元費、地盤調査費第三者の専門機関による判定費等）と要綱に定める面積単価から算定する限度額のうち小さい方の額を補助対象費用とする
- 補助対象費用は棟単位で算定する

○補助額

- 補助対象費用の2/3かつ限度額200万円

○補助金交付スケジュール及び主な手続きフロー図

